

保健所視察についての委員からの意見

○ 視察対象保健所の選定について

保健所長が唯一の医師である保健所と、管理職を含めて2～3名の医師が配置されている保健所では、所長の役割が異なると思われる所以、両者の比較ができるよう、視察対象として、医師が一人体制の保健所と3人程度配置の保健所の両方を選定していただきたい。

統合設置と単独設置の場合で保健所長である医師の方の職務内容も異なると思われる所以、両方を選定した方が良いのではないか。（中川委員）

○ 関係者との意見交換について

保健所に勤務している医師以外の専門職種の各団体からのヒアリングがまだ行われていないため、関係者として意見交換を行う対象として、次の団体を是非加えていただきたい。（或いは、これらの職種の全国団体に対して検討会においてヒアリングを行うということでも結構です。）

・歯科医師会　　・薬剤師会　　・保健師会　　・看護師会

（中川委員）

○ 医療分野のみでなく、食品衛生等の行政処分を行う部署についても知ることができるようにセットしてください。（小幡委員）

○ 福祉と統合したところの大きな組織の実態はどうなっているのかみることができれば有益でしょう。（小幡委員）

○ 他の機関との連携状況についても伺いたい（秦委員）

○ 現場では、所長が医師でなければいけないか否かについて、業務遂行上どのような理解か意見が聞きたい。（吉村委員）